

令和3年度第3回ツキノワグマ管理検討委員会議事録

令和3年11月2日（火） 13:30～15:30

事務局	「1 開会」 「2 あいさつ」
由井委員長	<p>それでは、第3回ツキノワグマ管理検討委員会の議事を始めます。今日の会議は2時間です。今回は年度途中で委員会がありまして、色々検討いただいてその一部は盛り込んであると思います。また、捕獲上限数のほか、クマの管理期間を会計年度にするなど重要な事項も含まれております。</p> <p>(1) 「令和3年度のツキノワグマ管理施策の取組状況について」、事務局より説明願います。</p>
事務局	(事務局より説明)
由井委員長	ありがとうございます。それでは資料に沿って順番に質疑を進めます。報告事項の1ページから4ページの内容について質問等ありましたらお願いします。
宇野委員	今年出没は2,393頭と今のところ減少していますが、農業被害の方が増加しているということで、もう少しこの点を詳しく教えていただきたい。例えば果樹が倍近くになっていたり、野菜・水稻も去年に比べて増えていますので、どの地域で増えたのか、なぜ増えたのか教えてください。
由井委員長	これは年度が違いますよね。出没のほうは今年の9月、農業被害は去年のもので、一年ずれている。増えている年もあるので説明ありましたらどうぞ。
事務局	こちらクマの被害が増えている件につきましては、新たな地域への被害拡大もありますし、農地被害も電気柵を張っていない農地に集中したりということがありましてこのような被害が増加している傾向にあります。
藤村委員	各種媒体を活用した注意喚起というところで、本年も14件の人身被害が起きているわけですが、県の取組というのは媒体を通じた注意喚起が結構多いのですが、これがどの程度効果があるかというのを数値で把握していますか。今回14名の方がクマに襲われ負傷されているわけですが、その14名の方が実際に広報環境を事前に知っていたか知っていなかったか、ということについても質問したい。
事務局	お手元に資料を準備しておりませんが、ホームページで注意喚起をしているという関連でホームページのページビュー数、どれ位の方が閲覧しているかというのを集計しているのですが、各年度で見ますと今年度はページビューの数が増えている状況でございまして、クマのキャンペーンというのもホームページで新しくページを設けて10月末まで公開していたところですが、そういったところも寄与しまして多くの皆さんに見ていただいて注意喚起効果が出ていると考えています。去年は大量出没だったので人身被害の件数も多かったのですが、今年は低減しているというのはそういった効果が表れていると思っています。
藤村委員	ホームページ、Twitter等インターネットを利用した広報が多いのです

	<p>が、クマに襲われるのは山菜採りの年配の方が多いので、そういう方達が実際ホームページを利用されているか Twitter やっているかは、かなり微妙な点があって、もう少し秋田県がやっているように自然保護課の中にクマ対策班を作られて各地域で課の専門家が講習会を開いたり、身近な政策を今後検討していただければもっと広報に繋がるのではないかと思います。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。こちらでは県のことを書いていますが、市町村の方で市町村広報とかで注意喚起されているところは存じておりましたので連携してやっていきたいと思います。</p>
由井委員長	<p>出没件数の 2,393 件というのは過去 5 年では数が相当少ない、資料もそのとおりですが、この出没件数の報告というのはどのように集計しているのですか。</p>
事務局	<p>基本的には市町村の方に通報があった件数を県の方でまとめて集計した数字となっています。</p>
由井委員長	<p>それと分布図というのはここには無いですね。岩手日報には毎週載っていますがね。要するにコロナ禍で山に行っている人が増えて、人が少なければ遭遇が少ないですよ。その影響が無かったかどうか。資料 7 のブナ・ナラの豊凶では今年の秋は全部不作でもっと街や農業地域に出てもいいのだが、出没数は少ない。それが非常に不思議ですよ。藤村委員、青井先生何かわかりますか。出没数が少ないですが山の方も少ないですよ。</p>
青井委員	<p>ブナは確かに少ないですがナラは相当なっています。</p>
宇野委員	<p>青森県と同じで宮城県や福島県も入るのですが、かなりドングリ系はなっているイメージを持っております。ここにはそれが反映されていないのかもしれない。宮城も出没が随分いつもより少ない。</p>
村上委員	<p>先ほど、宇野委員もおっしゃった通りですが出没件数と農作物被害の関係です。農作物の収穫というのは大体秋ですが、出没が 4 月、5 月だったんです。シカとかであれば農作物被害がでる。クマの出没状況と農作物被害の相関はどのような感じなのか。先ほどのお話をお聞きして、大体クマが食べるのはリンゴとか秋だと思うのですが、それが出没と農作物に被害の相関とかどのような感じに捉えたらよろしいのかという部分、皆さんのご意見をいただきたい。</p>
由井委員長	<p>一番は端境期でクマの餌のタケノコが終わってクワの実も無くなって、8 月に入る前後ですかね。その頃が一番困っていて、後はトウモロコシがそろそろ出来るとそっちに集中します。それからドングリに移っていく。8 月前後が最も危機的で、あと春先はもちろん何も無いですね。農作物そのものに完全に依存しているクマが多い、常時農村地帯周辺にいると最近はそうなっていると思います。豊凶と農作物の被害は相関が見出し辛いかと思います。</p>
青井委員	<p>私も先ほどの意見に賛成ですが、出没するのはお盆過ぎから中旬くらい、この辺りで一番餌が少ない。一方里山にいくとトウモロコシとかいろんな美味しい物があって、クマとしては 8 月中旬以降に里のほうに下るんです</p>

	ね。だから出没が一番多いのがこの時季。それ以降山で堅果類がちゃんとなれば、山に戻って、9月の中旬以降ガクッと出没が減るんですが、凶作の年はなかなかやはり食べるものが少ないのでそれで更に出続けて依然として目撃が増える、そういう状況だと思います。
村上委員	5、6、7月の出没件数が多いということと農作物被害はなかなか相関が取れないのかなと思って、なぜこの時期クマの出没が多いのか、これは農作物があるからという話ではない気がしないでもない。今のお話をすると8月以降とクマの餌が端境期という感じもあって、前の段階では農作物があるからクマが来て食べているんじゃないかというようなお話もあるかもしれませんが、なかなかそうも言い難いかなと思っています。
青井委員	8月に関しては明らかに農作物との関係が見られますが、5、6月については農作物がありませんので相関がまったくないですね。
由井委員長	秋はマツタケに集中するので、移動期に当たっているから移動する確率が高いのかもしれないですね。
佐々木(修)委員	奥州市の方で市街地にクマが出ました。そのクマが北上川を挟んで奥羽山系のクマなのかあるいは北上高地系のクマなのか、何でこういった原野が広がっている部分のど真ん中に出てきたのか、その分析をしないといけないというふうに思っているのですがいかがでしょう。その分析は県、市町村でどうでしょうか。
事務局	奥州市の方で人身被害があったということでカウントしているところですが、詳細にどういったルートで入ってきたかの分析については出来ていない状況です。実際私も前任地が奥州で地形も大体存じておりますがまさかその場所に出るとはという感想を持ちまして、今後そういった事例も増えていくことが予想されるので、次期計画では訓練を実施するというところですが、市街地対応について検討して体制整備を進めていかないといけないところです。
佐々木(修)委員	私の考えですが、出没のマップを作ってはいるのですが全県的に平野部と山間部の境の部分の被害が地図を見ても多いような気がしています。奥州市は今回真ん中に出てきたというようなこともあるので、今後のことを考えますと山と平野部の部分も行き来するクマの生態をもっと深く考えていかないと、人身被害の防止とか農作物被害の防止とか色々な観点でそういうデータ分析を求められるのではないかと私は思います。そこは県の新年度の対応にかかってくるかもしれませんが、そういった調査を現在複数点やられて内陸部だけではなくて沿岸部も北上高地から海の方にクマが移動している。そこら辺、沿岸部、海岸線沿いあるいは内陸の部分と合わせて要望という形ですがぜひ予算を確保していただいて実施していただきたいと思います。
由井委員長	この個体は捕まったんですか。
事務局	捕まっていません。
由井委員長	捕まっていれば DNA 鑑定で北上高地の山地でクマの遺伝的見地からどこ

	<p>の出自か分かるのですが、今回は分からない。青井先生と宇野さんからお聞きしますが、行動ですね、平野部の真ん中でとか季節的にどうか、ちょっとずつ説明をお願いします。</p>
青井委員	<p>市街地に出没する個体というのは近年あちこちで見られますが、多くの場合は沢を利用して山の中から沢沿いに下ってきてしまった結果、もう畑だった、田んぼだったというパターンが凄く多いです。出没した点を平面図でおとすと何でこんな所とビックリするような所ではありますが、クマにとってみれば川沿いというのは草が茂っていて非常に身を隠しやすく安心して移動できます。そういう所を伝って歩いているうちにいつの間にか街中のほうまで来てしまつて上に上がったら人がいるという。その結果、人に体当たりしたり襲ったりということに繋がっているんですが。街の中に出ようと思って出てくるのはなくて沢沿いを伝い歩いているうちにいつの間にか町中に出て来てしまつているというパターンで、いずれ戻つては行くんですがね。人里自体が凄く大騒ぎになるのでかえつてクマをパニックに陥れてしまうという問題もある。その対応の仕方をしっかり地域の人に伝えていく、そういうことがあり得るということを知る必要が増々大事になってくるかもしれないですね。</p>
由井委員長	<p>昔、盛岡の市街地の真ん中にもクマが出ました、前九年公園で。何月でオスメスなど分かりますか。</p>
青井委員	<p>前九年公園、江南義塾高校前である朝クマの糞を拾った人がいる。その前の深夜に北上川沿いに安倍館の県道のところをパトカーが走っていたら北上川のところを目の前を多分同じクマだと思うんですが横切つて、北上川とか雫石川は人知れずクマが往来している可能性がある。雫石川で言うと南大橋の下流で今は何もありませんが、そういうことで藪が茂っているとクマにとってはかなり安心して泳げるルートなので、北海道では川の藪を住民総出で刈り払つてヒグマが出没しなくなったという事例もありますので、これから都市部は河川環境をどう扱っていくかというのも今後増々重要な問題かもしれないです。</p>
宇野委員	<p>前、仙台の高速道路の下にカメラを設置しました。街のほうにどれだけ移動しているかを調べたことがあつて土管とか排水溝など色々な所に仕掛けたのですが、結構半分ぐらいの確率で街のほうにクマは移動している。それが戻ってくるのもいけば入つたきりどこに行つたか分からないクマもいて移動ルートが多種多様にあると思つたのが1点と、去年の総務省の業務で里のクマにGPS発信機を付けるということをやつたんですね。実際に付けると本当に住宅地の近くまでウロウロしていますが、ある程度面白いデータは上がったんですが1つ問題があつて、やはり仙台市で捕獲するにあつて里で捕獲したクマを逃がさないでほしいと行政の要望があるんです。もし離れたクマによって2次被害があつたらどうするとか、そういうハードルがあつて協力していただける行政とだつたら連携して調査は進んで、プラスでさらに対策に行けるとおもいますがなかなか有害捕獲は駄目だ</p>

	とか、ここはちょっと止めて欲しいとか、そこで放さないで欲しいとか、移動放獣するとあまり意味が無い。ちょっとハードルが上がりました。
由井委員長	季節性はありますか。何月頃都市部にくるとか。
宇野委員	夏はずっと行ったり来たりしていました。GPSの方は秋になると山に登ってしまいましたが、夏の間は住宅地の前の桜とかその時期はずっと居て道路を渡って戻って、結構行ったり来たりしていました。確か9月末に総務省が公開しています。そういうクマのサンプルを。
由井委員長	オス、メスどちらですか。
宇野委員	それはメスのクマでした。GPSを付けたのはメスのクマ1頭でした。
由井委員長	クマは2、3年位で親元を離れていくわけですが、行動圏はメスの方が小さくてオスの方が大きいですね。それは親から離れる時はオスもメスも相当同じように遠くに行くという事で大丈夫ですか。
青井委員	一般的にメスは母親のすぐ近くに巣を作って、逆にオスは広範囲に移動します。
由井委員長	オス、メス関係なく都市部には夏にやってくる。今の密度だとどこに出てもおかしくないということですね。県の方では特例許可しかないのか、捕獲対象の。県の方でやるのは大変だから次回委員会で考えるかもしれないですね。今のうちに聞いておきますが、次回の委員会はいつ開催ですか。
事務局	次回の委員会についてですが、この後お話しする捕獲の上限数の設定にも関わってくるんですが、会計年度ごと、4月スタートで捕獲上限数を設定していくということに今後していくのですが、委員会の開始時期については変わりません。というのも有害捕獲実績がある程度固まらないと次の捕獲上限数の設定には移れないと思っておりますので、同時期に開催をして次年度の捕獲上限数を設定するというスケジュールを考えております。
由井委員長	第5次ツキノワグマ管理計画はもう審議無しで決まりになっているのですか。
事務局	先般、環境審議会の自然鳥獣部会を開催し、そこで一旦諮問案としてお出ししていますが、固まっていないので今後また詳細については詰めてパブリックコメントなどを行った後に正式施行ということになります。
由井委員長	この委員会にかけている時間は無いですね。問題点の意見を聞くということはあるのですか。
事務局	委員会を開催して意見を聴取することはありませんが、個別にご意見いただくことはあるかもしれませんのでその時はよろしくお願ひしたいと思います。
由井委員長	その計画の中に都市・平野部に出るクマについては多分入っていないと思うが、もし対応があれば各委員から意見を出してもらおうようにして欲しいと思います。
事務局	パブリックコメントなどでまた改めて意見をいただければと思います。
佐々木(修)委員	都市部の方に動いて土管等を通してという行動というのは近年出てきたものか20年30年前にもあったのか、その辺りいかがですか。

宇野委員	その調査自体が6、7年位前にやった調査なので継続的にやっていないので変化等はよく分かりません。そういう下を通過していたかどうか、何十年前はどうかだったとかは私の方では分かりません。
佐々木(修)委員	目撃情報としては10年、20年、30年位前も目撃情報としてあったのかなと思うのですが。私が感じているのがここ20年、30年位の間に山から沢の方にクマが移動してくるのが多くなっているという、そこら辺がクマのテリトリーの生息密度の関係が委員長のおっしゃるとおり半径1kmに1頭生息しているという過密状態があるのかなと思っているのですが、この課題をこれから管理する上でこういったことの実施等ありましたらご意見お聞かせください。
由井委員長	昔の20年も前のツキノワグマの報告書というか、それには県内のメッシュ別の生息域とか移動域とかの色分け、あるいは生息域の濃淡みたいなのが分かるようなのがありましたが最近はそのような地図を作っていないんですよ。それはかなり綿密に作られていて1kmメッシュとか出てくると、どの地域が危険だったとか分かりやすいですが、今のヘアトラップではエリア別の小さいブロック別の密度の濃淡というのは出ないのですか。
事務局	一部の手法では500mメッシュ毎に密度を出すことは可能です。
由井委員長	25ha、1kmだと100ha。岩泉だけでも出ないかなと思います。綿密に調査すると。あるいはそういったデータが少しでもあれば、それで標高とか地形とか植生や農家の近さを加味して色んな方法で統計的推定が出来る。そこまでは一人では大変ですね。岩手大学の山内さんはクマが専門だから是非一緒にそういうことをやっていただくと市町村ごとにどういう所に多いとか、自分で注意する所がどんな所が段々分かってくると思います。期待しております。 4ページの農林被害の防除対策についての表がありますが、ここに防除柵の設置状況がありまして、累計が2,040kmとなっていますが、この数値は延べというか1箇所に設置すると電気柵でしょうが、何年もつのでしょうか。
藤村委員	ワイヤー自体は張りっぱなしだと紫外線の影響で物によって3年とか4年の耐用になってしまったりします。冬場にちゃんと仕舞っておけば長持ちしたりとかするので、一概に何年とは言えないですが。実際岩手県内でクマの被害対策の電気柵の補助事業を始めたら遠野市が最初で、それ以降全県に広がっていると思うんですが、例えば私が住んでいる手代森でも盛岡市の補助事業で電気柵を張っていますが、全て囲っているわけではないので結局電気柵を張っていない場所からシカとかクマが入り込んでいることもあります。ですから結局電気柵を張ってもメンテナンスがきちんとしていないと効果は十分発揮されませんので、単にこれくらい張ったから被害が減りましたということにはならない。
由井委員長	この表の累計1,040kmというのは各年度にセットした距離の累計なんです。実際今生きているのはこの数値ではない。

村上委員	<p>累計の数字については国の交付金できて平成16年から事業で設置した電気柵と侵入防止柵ということです。ですから今だと大体10年位ですね、20年も経ってないですが15年位ですかね。15年かけてこれくらい設置しましたよということなので、メンテナンスについては事業主体等々更新等やっていくので交付金の補助事業で導入した総距離数ということで理解していただければと思います。</p>
由井委員長	<p>それも県から説明ありました、防除柵を張った市町村のほうが被害が少ないという気がしましたが、それからメンテナンスが大変ですね、草が下から出てきただけで漏電するんです。ショートしたり、また全部に張らないと被害は防げない。そうするとそのコストのほうが高くなる。非常に難しいところ。平均的にはクマの密度を適正に低くすればそれに応じて被害は減ると思います。被害が出そうな環境をどうやって抽出するのか。昔、うちの学生がやった紫波町辺りのぶどう園とかリンゴ園なんかとは先ほど話があったように藪を伝ってクマが来るので藪に近い果樹園ほど被害が多い。それからもう1つ、ツキノワグマの生息環境整備のイの「いわて森林づくり県民税の活用」につきまして、2行目に森林所有者自らの管理が行き届かない森林に手当するという、森林所有者自らがやる場合とボランティアと他の方がやる場合と両方あるということによろしいですか。</p>
砂子田委員	<p>「いわて森林づくり県民税」を活用した環境の森整備事業については森林所有者が自分で管理できない森林を県が代わって除間伐をするということなので、これについては県がお金を出して、森林所有者自らがということではなく林業事業体の方々が事業を行っています。県が全額補助という形で実施しています。</p>
由井委員長	<p>自分がやる所は自分の経費でやりますが、今まで放っておいた所はこの森林づくり県民税を使って自分でやりますというのはいりません。</p>
砂子田委員	<p>ご自身でやられるのは山村多面的事業という国からの補助がありまして、地域の方々が協同して自分達の山でいわゆる除伐でしたりそういう形の物をやっている取組も一方ではありますので、そういう形でご自分の所有林、地域の山をご自分達で手入れしているというのも一部ございます。</p>
由井委員長	<p>それでは次に進みます。4ページ「3捕獲の状況」から6ページのモニタリングの前の「捕獲特例処理」のところでご質問等ありましたらよろしくお願いします。</p>
青井委員	<p>4ページの3番の捕獲頭数管理のところですが、ここには狩猟・有害捕獲・春季捕獲数の3種類の捕獲状況が記載されていますが、近年一番問題になっている錯誤捕獲が集計されていない、錯誤捕獲がどれくらいあってそれが有害捕獲を押し上げているのか、それが分からないと錯誤捕獲対策をしても効果が分からないし、錯誤自体を減らす方向に進まないと思います。実は私は他県の管理委員をやっていますから、管理検討委員会の委員もやっていますが、その辺ではクマの有害捕獲が跳ね上がったんですが実はその8割9割が錯誤捕獲であるという資料を出してきました、今後新たな管</p>

	<p>理計画を立てる段階で錯誤捕獲をいかに減らすかということが1つ大きな目的として明瞭化されて対策検討案がいくつか述べられています。やはり錯誤はどれくらい岩手県で起きているのかを皆で共有していかないと次のステップのどうやって減らしていくかということに繋がらないので、必ずこういう捕獲がどれくらいだったかをキチンと調べて出していただきたいと思います。</p>
事務局	<p>錯誤捕獲の件数についてですが、他の捕獲の集計と同じく10月15日現在で71頭の錯誤捕獲による捕殺がありました。次期計画においても錯誤捕獲への対応というのが明文化されることになりましたので、今後錯誤捕獲の課題についても対応していきたいと思います。</p>
由井委員長	<p>有害捕獲現状で360頭の中の71頭ということですね。宇野委員すみません、錯誤捕獲の防除法と捕獲上限数について簡単にコメントをください。</p>
宇野委員	<p>今回71頭という数字がでたのは非常に重要だと思います。今後色々こういう物を基に良い計画ができればいいと思います。上限の捕獲頭数目標に関して23ページの資料8-2の部分で北奥羽と北上高地を分けて自然増加率と捕獲上限数がありますが、北奥羽で今後かなりの数激減させていくイメージになっていると思います。5ページに今年の捕獲上限数は北奥羽と北上高地は大体変わらず250~260ありますので、狩猟に関しては北上高地だけが伸びているので北奥羽はおそらく雪も多いという状況もあるし、捕獲上限も急に倍に上げて獲れるか分からないので、こういうふうな自然増加率を掛けて単純に目標設定していくのが果たしてどれだけいいのかというところも、私も抱いているところです。皆さんの今後の議論の中で詰めていただければと思います。</p>
由井委員長	<p>錯誤捕獲の防除法について何かありますか。</p>
宇野委員	<p>錯誤捕獲の防除法は多分錯誤の種類がくくりわなだと思うのですが、最近「イノシカ御用」という物が出ていてそれはワイヤーで締めるタイプではない。それで錯誤捕獲が無いと謳っていますが、少ないのかなと思います。東北森林管理局で試されていると思いますが、そういった商品ですね、もしかしたら今後そういう物の普及も1つの考え方だとは思いますが、実証とか検証はしっかりしたほうがいいと思います。</p>
由井委員長	<p>他にありませんか。それではモニタリング調査、ヘアトラップ、放射性物質、生息状況、ヘアトラップ調査、そこまでご意見・質問ありましたらお願いします。</p>
藤村委員	<p>堅果類の豊凶状況調査結果に関連してなんですが、今年はクマの出没が少ないということに関連してブナとかナラ類の調査をされていますがクリの調査はされてないですね。今年の秋はクリが豊作というか実がなっておりまして、私の住んでいる地域もあちこちあるんですが、クリが豊作だったということで今年の秋はクマの出没が少なかった可能性もあるのではないかと疑問に思っておりまして、可能であれば手間暇かかると思うんですが堅果類の状況調査の中にクリも含めていただければ、より実態に則した</p>

	データがでてくるのではないかと思いますのでお願いしたいと思います。
由井委員長	これにつきまして豊凶変動とか知見をお持ちの方はいますか。クマは毎年なっている様な気がします。
小笠原委員	今年、秋田県内の被害状況もクマが豊作というせいなのか減っているような感じ。昨年よりは新聞報道等が少ないのかなと見ていました。
由井委員長	クマはヘビが嫌いだと毎回この委員会で話していますが誰もやってくれないので自分で実験しようと思っっているんですが、秋田のクマ農園とか盛岡の動物園でこういう実験ができるかということなんですが、クマはヘビが嫌いと言われていることですが、手に入らないので漢方薬として売られていたマムシを粉にして、センサーカメラに塗って悪戯しないように塗っているだけですがこれそのものでも実験できます。アメリカの文献を見るとクマはヘビの形と臭いが嫌です、あちこちネットで調べたらストラップというか靴紐の太いヘビ模様をつけています。これに農業用の定尺材があります。人間には毒ではないのですがこれのヘビ粉を溶いてそれをその紐に塗って貼っておいて、例えば先ほどのヘアトラップで実験できませんがトラップの真ん中にリンゴを置いて周りにこの紐を括っおいたらクマは近づいてきて驚いてやがて逃げるかどうか、簡単な実験なんですが盛岡動物園でやるスペースはありますか。
辻本委員	動物園は今お休み中なので検討します。
由井委員長	もしこれが有効なら錯誤捕獲もクマの檻に貼っておけばいいです。最近農家の小屋に味噌を食べに来たり商店に入ってきます。そして一度農家に入ると怖くてどうしようもないと言って一晩中見張っているわけですが、そこに貼っておけば使えるということでこの方法なんですが、実際にヘビがクマの天敵であるというのがすでに分かっているわけだからそれをどう利用するかということなんですよね。この中にケミカルの研究者はいないと思いますが誰かやってほしい。辻本さんのほうで出来るかもしれない。検討してください。 次の議題に移ります、「2. 令和4年度のツキノワグマの捕獲上限数について」事務局より説明をお願いします。
事務局	(事務局より説明)
由井委員長	4月から翌年3月までの期間の捕獲上限数は626頭ですよね。現在の捕獲数が469頭でこれが3月末までにまだ捕獲数が増えますよね。その分は前年度の令和2年からこの委員会までの記録のほうに持ってくるということですか。
事務局	有害捕獲が仮に11月以降あった場合、それから狩猟のところはまだ確定数値ではありませんが、ここを仮に令和4年度と同じ数字とした場合、令和3年度に626頭捕獲があったと仮定して今後626頭獲っていくというシミュレーションをしております。今年度は237頭一応獲れるということにはなるのですが、先ほど宇野委員のほうからもご指摘ありましたが奥羽と北

	<p>上で分けてみた時に奥羽のほうはまだ 200 頭ちょっと捕れる余力があるんですが北上高地で見た時に 68 頭しか捕れないという計算になりまして、先ほどもありましたが狩猟は多くが北上高地で行われている状況にありますのでここは留意しないとイケないところです。北上高地のほうで捕り過ぎ、これから個体群数の減少が見込まれた場合には狩猟自粛、北上高地側だけ狩猟自粛などという制限によって個体群数の管理を検討しているところです。</p>
由井委員長	<p>令和3年のこれから捕れるかもしれない 273 頭、というのは現実はこの表で 23 ページの下の表の 345 頭というのは有害捕獲、狩猟で既に捕ったのを合わせて 469 頭になっているんですね。ページ 5 の上の表にある 469 頭が既に捕られている。</p>
事務局	<p>本編資料のほうにあるのは管理年次という考え方なので資料 8-2 の表でいう令和 2 年度の 11 月スタートで令和 3 年度の 10 月までの足し算になります。</p>
由井委員長	<p>有害捕獲と狩猟を合わせて 626 頭が令和 4 年度の捕獲上限数ですよ。それは令和 4 年の 4 月 1 日から令和 5 年の 3 月 31 日までですよ。この表は 626 頭というのは令和 3 年度までの分の 626 頭まではこれから捕れるということでこれが上限だということですか。</p>
事務局	<p>これからの捕獲分はまだ確定していないので、見込数字として合わせていった時に令和 4 年度以降と同じ捕獲数で捕獲上限数を設定しています。</p>
由井委員長	<p>その分と後は先ほどの宇野さんのおっしゃっていた奥羽山地はそもそも捕獲数が上限より少ないので今年度については無理でしょうが、次年度はいけるかどうか分かりませんということですね。それでは各委員の皆さま質問・意見等お願いします。</p>
藤澤委員	<p>例年であれば、北奥羽がこんなに数字が多くなったことは無いです。いつもならば北上高地が多くて北奥羽はもっと少なくなっているはずですが、今年はなぜか逆転している、ここはどう理解すればよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>直近で令和 2 - 3 年次の捕獲上限数の内訳については、まず本編の 10 ページのほうでお示ししているのですが、北奥羽で 254、北上高地では 292 と、北奥羽のほうでは少ない数字で出していたんですが、令和 4 年度以降は逆に奥羽のほうで 349、北上高地では 277 と逆転しているというところなのですが。北奥羽のほうで捕獲上限数が増えた理屈については資料 8-2、23 ページの表をご覧くださいに思いますが、大規模ヘアトラップを平成 30 年度に設置しておりましたので、この時点で 1,722 頭いると推計されております。そこから捕獲の実績と自然増加率というのを考えた時に既に令和 3 年度の期首時点で 2,118 頭まで増えているという試算をしておりますということで、平成 25 年度の 1,314 頭を目標に減らしていく、個体数を管理していくと考えた時にこれくらいの捕獲が必要になる、捕獲してもよいと計算しまして結果的には捕獲上限数が多くなるということになっております。それを裏付けるというわけではないのですが、人身被害の発生状況に</p>

	<p>ついて、資料2-3資料編の5ページです。令和3年度人身被害の発生個所が大きくカラーで出ていまして、やはり奥羽側での被害が多くなっているように見受けられます。というのも北上高地の個体群数が減っているというのはこれだけでは言えないんですが、奥羽のほうでより個体群数の管理が必要になっているというのはございます。以上です。</p>
由井委員長	<p>いかがでしょうか、佐々木さん。</p>
佐々木(修)委員	<p>10ページの2番で狩猟自粛要請によりコントロールしていくような言い方ですが、私の考えは山に生息しているクマのパニック状態を若干ゆるめない限りは里に下がってきたクマは山に戻っていかないという私の考えがあるんですが、これは合っているか分からないんですが、狩猟を自粛してしまうとそういったコントロールが効かなくなってしまう可能性がある。山にクマが少なくなって里山にクマが多いという状態が発生しかねないという状況になっているんですが、そこは狩猟者の皆さんが制限をされることによって本来の芯の部分制限されることになりますから、ちょっと別な方法がいいんじゃないかというところです。</p>
由井委員長	<p>別な方法とはどういう方法ですか。</p>
事務局	<p>ここでは個体群数の減少が危ぶまれた場合、狩猟捕獲のコントロールが1つあるだろうと挙げさせていただきましたが、次期計画では春季捕獲の拡大というのも考えているところで、伝統的捕獲とか個体数管理としての捕獲というの今後コントロールの材料として挙げられると思いますので、そういったところを踏まえて総合的に個体群数の管理を進めていきたいと考えております。</p>
青井委員	<p>何年か前の計画では年度は狩猟期から始めていたわけですよね、それはなぜかというそれまでに捕獲上限数を駆除数がオーバーする年が続いて狩猟自粛をするようにお願いしなければならない事態が発生したわけですね。山でクマを捕るということは重要だし、ハンターの人も狩猟技術を練習していく為に山で捕る狩猟が非常に重要であるという観点でなんとか狩猟は毎年続けようではないかということで11月1日に猟期を変えたわけですね。私は非常に良い選択だったというふうに思って本日来ているのですが、今度から会計年度に合わせようということになるようですが、狩猟自粛をしなければいけないような状況が早々に起きた場合にそういう狩猟の維持というのがどうなっていくのかという、それを私は危惧しているわけです。私としては以前の11月1日狩猟期から1年間が好ましいところですが、ちょっと今回のこの会計年度はどうなのかと思っております。</p>
事務局	<p>狩猟期を年度の始めとすることで狩猟とか春季捕獲を優先した捕獲が出来る自粛をしないで捕獲が出来るというメリットがある一方で、例えば個体群数が減少傾向にあるとなった時に歯止めが効かない。有害捕獲については里に降りて来ているので基本的には捕殺が前提になるかと思えます。先ほどの議論にありましたが里に降りてきたのを放獣しようという世論は基本的には無いと思っております。最後、個体群数を維持する時に有害</p>

	<p>捕獲の自粛は出来ないとなると完全に捕殺で減らす一方になってしまうわけですが、会計年度で集計することで春季捕獲は個体数管理の目的の捕獲でありますし、それから有害捕獲は里に戻ってきて農畜産物、その他人身被害防止の目的の為に捕獲をするもので優先的に取って然るべきであって、規制をかけられるとすれば自由に捕っていただける狩猟に限られると思います。また、里に下りてきたクマの捕獲と山の中にいるクマの捕獲の優先度を考えた時に、優先すべきは里に下りて来て被害を及ぼしているクマのほうが第一と思っております。こういったところから有害捕獲による捕獲を進めて最後調整弁として狩猟の自粛を考えているところでございます。</p>
藤澤委員	<p>先ほどもこの数字に触れましたが、227頭の北上高地というのはかなり抑えた数字ですね、ですからこれは必ず狩猟自粛あるいは有害捕獲自粛が必ず出てきます。絶対越えますよ 227 頭。その場合に今おっしゃったように有害捕獲を優先して狩猟は自粛ということはあるということですね。</p>
事務局	<p>もし仮に有害捕獲が増え過ぎた場合狩猟の余力が無くなったという時には、そういったこともあり得るということです。</p>
辻本委員	<p>私も会計年度に合わせるというのを見た時に「あれっ」という感想でした、正直なところ。先ほど青木先生もおっしゃった通り平成 25 年 26 年に変えたわけですが、その時の考え方と今回の考え方は真逆になるわけですよ。当時は狩猟による捕獲とか、クマへの圧力を優先する、その場合有害捕獲で翌年の夏にたくさん被害が出た時にどうするんですかという議論になりました。その前には有害捕獲を抑えていかなければならない。何でもかんでも被害があるから捕るということではないというスタンスです。そういう施策を考えるというニュアンスできたと思いますが、今回理想と現実の狭間で悩んだ結果こういうことにしますと聞こえますが、考え方はしっかりさせておかないといけないと思うので、やはり有害捕獲を優先するので狩猟は自粛してもらいます、これはやっぱり間違っていると思います。個人的な意見ですが。有害捕獲を抑える方法もしていかなければならないわけです。捕獲・捕殺だけではなくて有害捕獲をせざるを得ない状況を抑えることがこの計画の骨子の 1 つですから、そこを何か担保することが必要だと思います。それから狩猟による圧力、先ほど山のクマと里のクマというお話がありましたがやっぱり狩猟による山のクマは、あるいは山裾で里に下りてきそうなクマへの圧力というのが長い目で見れば有害捕獲を抑えるということになりますので、こういった短期的な部分と長期的な部分の展望をもって会計年度に切り替えるのであれば、そのほうが何かと都合がいいと分かりますが、そこはハッキリと後から分かるようにしておかないと何でもありになってしまっは困りますので、そこの整理をぜひお願いしたいと思います。</p>
由井委員長	<p>この時期、第 5 次計画は 4 月からですよ。狩猟期間は 3 月末までですよ。それは令和 5 年の 3 月まで、今度の 3 月では無いですよ。3 月まで将来狩猟期間になった場合に今度春グマ猟がありますよね。春グマ猟とダブっ</p>

	<p>ているんですね。春グマ猟は2市町村しかやってないからこれを全県にして、狩猟数が少ない実績があれば春グマ猟で山奥の狩猟、大槌とか悪さをしていないクマとか、トータル密度は山のほうが出やすい考えであれば、そういう余裕は出来るのではと思います。いずれにせよ辻本先生のおっしゃる昔の計画、実行あらしめる、密度の整備をして被害も無くして、個体群もできるだけ山のほうで維持するという一方で、一面を見て、その都度整理して進める必要があるということです。</p>
青井委員	<p>今回、管理年度の変更という重要な問題というのは、現在作成中の計画の中に謳われるべきなのですが、その案の中に入っていない。議論していないのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>第1回、第2回の委員会で本来お諮りすべき議題でありましたが、今回の委員会で計画に関わる議題ということで、この点についてもご議論いただきたいところでございます。</p>
青井委員	<p>凄く重要な議題なのに今日1回きりの会議で決めてしまってもいいのかと思います。今日は意見を出し合って次回、最終結果を決めるのはありだと思います。簡単に、数人の意見だけで決められるというのはちょっとどうかと思います。</p>
由井委員長	<p>これから論議して、1年延長になると計算が色々違ってきますね。ただし令和4年からの管理計画の改定版の中にも盛り込まないと。検討して実施するとかそういう措置。もし今回元に戻すと計算が違ってくるんですか。</p>
事務局	<p>上限数についてですが、今回会計年度でこのように試算しているところですが、管理年次で上限数を設定するとなるとやはり数字のほうは変動してくることになります。</p>
由井委員長	<p>次回の委員会を来年の11月上旬にしようと言っていますが、その点でこの上限数は会計年度が変わっても多くすることは変わらないと思うんですがね。626頭レベルに多くするという事は変わってないんですが来年の11月までの様子、実績を見て、いずれ有害捕獲が少なければ狩猟に回せる分は多くなるんですが、それで狩猟に入るしかないのかな。</p>
事務局	<p>今回、会計年度に変えたというのは計画の年次と管理年次がずれているところがあり、計画を年度で見てモニタリングも進めるとタイムラグがあるところを直したいと思ったことがありますし、現在管理年次のほうでやっているのですが、有害捕獲の進み具合等、捕りすぎる、捕りすぎないという辺りに自粛がタイミング的につけられないところもあります。会計年度に変えたことによりまして有害捕獲が時期的には4月からピークがきて8月9月というところで数字が固まってきているということもありましたので、その為に管理年次をずらしていたということもあったんですがそういうタイミングで狩猟のほうにかけられていなかったということもありましたので、今回ずらしたというような形でありました。辻本委員のおっしゃるように捕ることだけを優先していいのかということはあるかと思いますが、錯誤捕獲もありますが具体的には不働化とかすぐ捕</p>

	<p>殺という形ではなくて麻酔の体制をキチンと組んでやるとか。後は総合的にやらなければならないと思いますので、クマを寄せ付けないようなゾーニングを進めたりというところもキチンと次期計画の中では仕組みづくりといえますか、農林のほうで進めているところもあります。集落とか生活環境のところまで広げていく形のことはやっていきたいと思っておりました。</p>
由井委員長	<p>今回ゾーニングの具体案は次期計画には入らないですか。</p>
事務局	<p>一応、謳っています。</p>
由井委員長	<p>謳ってはいますが、どうするかというのはまだですね。</p>
藤澤委員	<p>今日、猟友会の菅野委員がいらしてないものですから私が猟友会の代わりと思ってちょっと強く話をしていますが、何度も申し上げますが今まで300頭以下の実績が277頭に変えたいということはかなり狩猟のほうに差し控えの圧がかかっていますね。そこら辺はよろしいのですか。</p>
事務局	<p>資料編の資料8-1というのをご覧いただきたいと思うのですが、青と緑でグラフがありまして、緑のほうが北奥羽、青のほうが北上高地、それから赤い折れ線グラフが捕獲の上限を示している物になります。平成10年代、平成20年代前半、平成25年管理年次に切り替えるまでの間については捕獲上限に収まるか収まらないかというところで捕獲をコントロールしてきたというのがグラフのほうから見てとれると思うのですが、管理年次に代えて以降になります。平成20年代の後半からは赤の折れ線グラフも高い水準を維持しておりますし、結果捕獲のほうも有害捕獲が後回しになったために捕獲上限数を超えるということもしばしば起きているという状況にある中で、今回捕獲上限数は昨年と単純比較は出来ませんが546頭から626頭に変えるということでこのグラフの赤線も上のほうに動くわけですが、この捕獲上限数を実際超えるということは考えにくいと試算しております。その一方で個体群毎に奥羽と北上高地と別々に見た時に北上高地のほうにだけ捕獲圧が強まって個体群の減少が危ぶまれる可能性は多分にあると思っておりますので、その際には狩猟の自粛というのもしやむを得ないと考えております。有害捕獲については法律上の許認可制度ですので拒否要件に当たらなければ基本的には許可とせざるを得ません。そういった面からも有害捕獲の許可に規制をかけるよりは、レジャーとしての狩猟の自粛をお願いするほうがコントロールしやすいと思います。もちろん辻本先生がおっしゃるとおり農業被害の防止というのもしやむを得ない必要はあろうと考えています。</p>
由井委員長	<p>次の委員会は来年で有害捕獲のほうは決着が大体ついている。そこでもう一回コントロールするしかない現状で。もう1回委員会は無理ですね。エンディングの話です。</p>
藤村委員	<p>今、話を聞いた中で確かに県ではクマの管理が逆行しているというのが私の考えですが、有害区分といっても被害があるから有害捕獲するのであって被害が減ればあるいは無くなればクマの有害捕獲する必要が無くなる</p>

	<p>わけです。つまり有害捕獲を野放しにするということは被害が増えることを県としては手放しするというように聞こえる。つまり被害を抑えるという努力をしない上で捕獲だけさせる。そのためには捕獲上限数を減らせば問題ないという話にも聞こえてきますし、レジヤの狩猟を制限しやすいという話ですが、私もハンターですが有害捕獲をする為にハンターになった人は少ないと思います。ただ狩猟の場合は射撃と狩猟と有害駆除の3つの条件があるのでそれで条件というかボランティア的にハンターは有害捕獲に参加しているのですが、本来の目的である狩猟が制限されて有害捕獲だけを増やすということになると、ハンターの立場としての意見もお聞きになったほうがよろしいかと思えます。平成25年以降管理年次でやってきたわけですが、その総括を一回されたほうがいいです。有害捕獲、狩猟を担当している県下の全ハンター、有害捕獲あるいは被害対策をしている県下の市町村の担当者を含めて今回管理年次でやった中でどういういい点があったか、悪い点があったか、問題点があったかを一回総括した上で、再度管理年次にするか会計年次にするかを検討するべきだと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>もし可能であれば、許可申請主体である市町村の方からもご意見も賜ればと思います。</p>
<p>奥寺委員</p>	<p>鳥獣担当を大分若い頃にもやっております、25年前にもやっております現在また戻って来たのですが、私は個人的には野生鳥獣の個体数調整は狩猟によるものだと思っております。ここで全て解決していただきたい、という思いがあります。有害捕獲というのは市町村の仕事になりますので、有害捕獲が無いような状況になって欲しいという思いです。シカとは違いますのでクマの場合は個体数を維持しなければならないということも十分理解しております。なかなか難しい問題だと思っております。基本的には今年度被害が少なかったというのは個体数が減ったからという結論には絶対ならないはずですので、難しいと思いつつ聞いていましたが、先ほどから言っているように市町村の私のほうとしましては有害捕獲をしたくない。したくないと言うのは被害が出なければ問題ないということですので防除につきましても電気柵の購入もやらせていただいておりますが、今はクマに対する被害防除ではなくニホンジカに対する防除という形で進んでいる物がほとんどです。農業振興課の統計に出た電気柵の設置箇所数についてはクマだけの分ではなく、シカ対策も含めていると思っております。場所によってはイノシシもあるかもしれませんが、今回は提案のとおりでいって、状況が悪いようであれば次は変えるというのがいいのではないかと個人的には思っています。クマに関しては非常に難しい、他の野生鳥獣の対応とは違うことを分かっておりますので難しいと思っております。繰り返しになりますが、個人的には野生鳥獣の個体数調整は狩猟でやるものだと教わりましたし、そうだと思っておりました。それで賄えない部分があるから里に下りて来て被害防除をしていても被害が起きるわけですから。後は学校近くに、もしくは先ほどお話があったように奥州市のように市街地に出てこられる</p>

	<p>と市町村としてはなんとか捕獲して駆除という形にしか絶対なりません。放獣するという考え方にも理解は得られませんので駆除という形になるのだと思いますが、そういう状況にならない為に個体数調整をするべきだと思っています。それが狩猟だと私は思っているのですが、今回の計画だと狩猟は有害捕獲を先行してやっしまえば狩猟でこれを調整するという事です。最終的には個体数調整にはなるんだと思いますが、難しいという思いです。</p>
佐々木(仁)委員	<p>岩手県でお出しになられた資料等の個体管理数の点からの頭数上限ということで、異論を申し上げる立場ではございませんが、捕獲の上限を北奥羽と、北上高地に分けて管理するという事でこういった数字が出てくるのはやむを得ないと思っておりますので、狩猟をなさる方が北奥羽で狩猟捕獲をされればいいのかと、というようなことも考えられますので、こういう見出しになった資料で一旦計画と申しますか、この場で承認を求めるとしてやっていただきまして、後は途中での見直しが必要であれば可能かとは思っています。以上でございます。</p>
池田委員	<p>私の所管の立場として野生生物、野生動物の保護ということになりますので、ちょっと今考えていただきたいのはトレードオフになっているという話だと思うのでトレードオフは相反する、例えばハンターとしては狩猟したいという話になるでしょうし、こちらとしては折角やったのに被害がでたり、生活被害に対しては駆除となるのでしょ、その辺を上手くベネフィットしていくという部分を考えて行かなければならないというのはそれがSDGsという話になると思いますので、国が言っている生物多様性国家戦略のような、そういったところを分かりやすく示していただくことが必要なのだと思うので、その辺りが違うんです、この分だけの資料だとかなかなか難しいのではないかと話を聞いていました。例えば春の捕る分がどうか、有害捕獲なのか狩猟なのかももちろん分かりやすくやりながら過去のデータだとこうなっているのだからこういうシミュレーションをして案の1、案の2、案の3とお示しされながら会計年度がいいのか、管理年次がいいのかという議論もすべきなのかなと思いついて聞いていたので、やっぱりお互いに相反するという事ではなくて上手くまとめていくというところに力を注いでいただきたい、我々もそれに向かって努力するというところだと思つて聞いていました。</p>
由井委員長	<p>市民への普及啓発の部分ではどのように決定して実施されているかというのHPにも出ていますと思つていますが、分かりやすい計画が必要だと思います。委員の方が心配されるのは狩猟による捕獲が本来であつて、それを増やしていくにはどうしたらいいかということですので、狩猟圧を維持するとか。もちろん個体群を保護するという目的もあるんですが。その前に有害捕獲の在り方、そこをハンターの方に活躍していただいて。山に追いやる作業もね、これは元手が無いとできませんのでその支援システムですよね。山のほうは環境整備で、ドングリやクリがあればそちらに置いておくこと</p>

	<p>が出来る。両方なければやりますが。有害捕獲の現場にも行って檻やくくりわなじゃなくて活躍していただく。そこに1つのブレイクスルーのポイントがあるような気がします。今すぐに方向性は定まりませんので取りあえず原案を承諾いただいて秋に、次年度の11月にもう一度検討するというエンディングにしておいていただきたいと思います。それまでにまた事務局と協議・相談してこれで良いかどうかは検討して欲しいと思います。</p>
事務局	<p>管理年次のお話はそのとおり様子を見ながらということもあるかと思うんですが、上限数については計画の方でご承認いただいたとおり 3,700 頭から 3,400 頭まで5年間かけてというような形になりますので若干ずれはするんですが、やはり 600 頭以上のような形の上限数にならざるを得ないと思いますので、この部分についてご承認いただきたい。</p>
由井委員長	<p>それでは最後のポイントは数字だけになってしまいますが5か年計画ですから、将来 3,700 頭から 3,400 頭に減らすということで、そのための今年度の目標数は 626 頭にしたいということですのでよろしいでしょうか。渋々の方もございますが、来年の11月にもう一度検討するという事でよろしくをお願いします。</p>
青井委員	<p>今年の北上高地の狩猟自粛は行うのですか。</p>
事務局	<p>今年度は北上高地ではまだ自粛を要請する基準には達していないと判断しておりますので、今すぐ自粛要請というのは考えておりません。</p>
由井委員長	<p>それではこの議題は終わります、3 その他について、県から何かありますか。</p>
事務局	<p>(特になし)</p>
由井委員長	<p>委員の方から何かございますか。</p>
	<p>(特になし)</p>
由井委員長	<p>それではこれをもちまして議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。</p>
	<p>4 「閉会」</p>